

国際関連情報 Report from IASB

のれん及び減損に関するリサーチ・プロジェクト—企業結合のより良い開示

IASB テクニカル・フェロー おおつ たかあき
大津 喬章

はじめに

前稿では、筆者が担当しているのれん及び減損に関するリサーチ・プロジェクト（本プロジェクト）において識別されている問題及び2019年6月の国際会計基準審議会（IASB）ボード会議における議題のうち、のれんの償却を再導入すべきか否かの議論についてご報告した。本稿では、当該ボード会議で別途議論された、企業結合のより良い開示の議論についてご報告できればと考えている。なお、文中の意見にわたる部分はすべて筆者の個人的見解である。

企業結合に関する開示の問題

IASBは、IFRS第3号「企業結合」の適用後レビュー（PIR）及びその後の調査活動において、現行のIFRS第3号の開示規定では、取得企業が被取得企業を買収した理由、買収対価の算定方法及び取得した事業の事後的な業績についての情報が不足しており、投資家の情報ニーズを満たせていないという声を聞いた。

IASBは、その主な原因として、現行のIFRS第3号には明確な開示目的が規定されていないため、適用する際のガイダンスも不明確になっており、結果として、企業結合に関する開示が定型的な（いわゆる、ボイラープレートな）情報しか開示できていない状況を生み出していると考えている。

IASB ボード会議（2019年6月）における審議内容

1. 概要

前述した問題点を改善するために、2019年6月のIASBボード会議において、企業結合のより良い開示について審議され、ディスカッション・ペーパーに含める予備の見解として、主に以下の事項が決定された。

- 明確な開示目的の策定
- 企業結合が生じた会計期間の開示の改善
- 企業結合が生じた会計期間以後の開示の改善

2. 明確な開示目的の策定

1つ目の予備の見解として、IASBは明確な開示目的を策定することを暫定決定した。現行のIFRS第3号59項では、企業結合の開示目

的として、財務諸表利用者が企業結合の内容及び財務上の影響を評価できる情報を開示することのみ規定している。しかし、IASBは現行規定はその具体性に欠けており、企業が以下の点について開示するように、企業結合の開示目的を改善すべきであると考えている。

- なぜ取得企業は被取得企業を買収したのか。
- なぜ取得企業はその買収金額を支払うことに同意したのか（どのようにして買収金額を算定したのか。）。
- 取得した事業の事後的な業績はどうか。

3. 企業結合が生じた会計期間の開示の改善

IASBは、前述した点が開示されるために、具体的な開示規定を含めることを検討している。まず、企業結合が生じた会計期間の開示として、主に以下の3つの開示を企業に対して要求することを考えている。

- 取得企業の戦略との関係性
- 企業結合に対する経営者の目的及びその目的の達成度合いを測る尺度
- 期待される相乗効果（シナジー）の内容及び実現時期の説明並びに金額的影響の範囲

一般的に、取得企業は、企業結合する以前にそれ自身の全体的な戦略、例えば財務情報以外の開示情報の中で記載されている取得企業の戦略などを有しているはずであり、その戦略の中における企業結合の担う役割や戦略との関係性について開示させることをIASBは検討している。

この「取得企業の戦略との関係性」の開示は、どちらかといえば全体的な戦略から企業結合を分析したものであるが、2点目の「企業結合に対する経営者の目的」は、企業結合自体に焦点をあて、経営者がその企業結合から達成したい目的を開示させることをIASBは想定している。

また、IASBは、一般的に経営者は取得する

段階において、その目的の達成を測る尺度を決定していると考えており、企業結合が生じた会計期間の開示として、経営者が今後使うことを予定している当該尺度を開示させることを考えている。仮に経営者が重要性のある企業結合の業績を確認しない場合には、その理由を開示させることも検討しており、IASBは当該開示自体が、財務諸表利用者には有用な情報を提供すると考えている。

3点目として、IASBは、期待される相乗効果（シナジー）の内容及び実現時期の説明並びに金額的影響の範囲の開示を検討している。取得企業は、現行のIFRS第3号B64項(e)に基づき、のれんを構成する要因として、被取得企業と取得企業の営業活動の統合により期待される相乗効果の定性的な説明を開示しなければならないが、IASBは投資家から当該相乗効果の定量的な情報が買収対価の妥当性を検討する上で重要な情報になる旨のフィードバックを受けた。IASBは、財務諸表作成者が相乗効果を算定する困難性も理解しているため、絶対的な相乗効果金額ではなく、その潜在的な範囲について開示することを求めている。IASBは、今後ディスカッション・ペーパーを通じて、算定の困難性について財務諸表作成者からのフィードバックを基にさらなる検討をする予定である。

4. 企業結合が生じた会計期間以後の開示の改善

IASBは、取得した事業の事後的な業績についての開示の充実を図るために、前述した尺度について、企業結合が生じた会計期間のみではなく、その後の会計期間についても、当該尺度の達成度合いを企業に開示させることを検討している。

また、IASBは、取得した事業の事後的な業績を開示する上で、どのような尺度を開示すべきか（財務的な尺度又はそれ以外の尺度（マーケットシェアなどの指標））、開示期間の長さ、

重要性がある企業結合すべてを開示しなければならないのかなどの議論をディスカッション・ペーパーに含め、さらなる検討を進めていきたいと考えている。

さらに、一部の利害関係者から、これらの開示情報は、企業の機密情報や将来予想に関する情報を開示することになるとの指摘もあり、これらの情報を財務諸表の中で開示することへの懸念も聞かれている。IASBは、ディスカッション・ペーパーを利用して、これらの問題について、さらに検討していく予定である。

今後の予定

IASBは、2020年2月までにディスカッション・ペーパーを公表する予定である（当初2019年の年末までに公表する予定であったが延期を決定）。IASBは幅広いフィードバックを得るために、ディスカッション・ペーパーのコメント期間を通常の120日から180日に延長

している。

おわりに

今回ご報告した企業結合のより良い開示の議論は、本プロジェクト・チームが認識している問題のうち、開示問題に対応するものであり、前稿でご報告したのれんの償却を再導入すべきかの議論とは直接的には関係がないと考えている。この点、一部の関係者は、前稿で触れた「減損テストのみアプローチ」とこの企業結合のより良い開示案をセットにして、「のれんの償却再導入アプローチ」と比較しようとするが、企業結合のより良い開示案は開示問題に対応するものであり、のれんの減損損失の認識が遅すぎる又は金額が少なすぎる問題（「too little, too late」問題）とは関係がないため、のれんの償却をすべきか否かは開示とは別に検討されるべきであると筆者は考えている。